

意見書案第 50 号

平成22年度戸別所得補償モデル対策および関連政策
に関する意見書

上記意見書案を別紙のとおり提出いたします。

平成21年12月17日提出

提出者	長沼町議会議員	佐々木 信 雄
賛成者	〃	望 月 良 典

長沼町議会議長 駒 谷 広 栄 様

平成22年度戸別所得補償モデル対策および関連政策 に関する意見書

平成22年度から実施される戸別所得補償モデル対策については、農業者にとって極めて重要な政策であり、生産現場は大きな期待と関心を有しています。

とくに北海道は、開拓入植以来これまで、先人のたゆまぬ努力と英知により、国の政策目標に沿った中で、需要に応じた米づくりを推進するとともに、水田を有効に活用した特色ある産地形成を図ってきたところですが、新政権下で導入が検討されている戸別所得補償モデル対策においては、特色ある地域農業の崩壊や生産現場の混乱、転作を主体とする担い手の経営不振が懸念されております。また、輪作体系の維持確立、てん菜などの地域特産物の存在、水田・畑作経営所得安定対策からの円滑な移行など、特有の課題がある畑作農業についても、生産現場の実態に即した制度構築に対する不安を抱えています。

食料自給力・自給率の向上や地域経済の維持・発展等に向け、その重要な役割を果たしている多様な農業経営体の育成・確保とともに、北海道が持つ潜在能力をフルに発揮して持続可能な農業の確立を図り、意欲を持って自ら創意工夫を行う地域・農業者のために、政府一体となった中で地域の実情を踏まえた実効性のある政策を着実かつ集中的に実施していく必要があります。

つきましては、生産者が将来展望を持ち、安心して経営を継続することができる政策の確立に向けて、次の事項について要請します。

記

1 基本的な政策決定・検討の取進めについて

- (1) 政策決定に際しては、生産現場の課題と意見をしっかりとくみ上げ、反映させる仕組みを確立するとともに、情報・意見の交換を通じて国・生産者等が相互理解を深めることができるよう努めること。

(2) 22年度は時間的な制約がある中でモデル事業が仕組まれたが、今後生じるであろう諸課題を踏まえ、23年度以降については制度の見直しを行うこと。また、23年度以降に導入が検討されている他の作物についても、先ずモデル事業と位置付けて実施すること。なお、モデル事業は検証期間であることから、各地域の意向で実施すること。

(3) 生産者及び国民が理解できるシンプルかつ分かりやすい仕組みづくりに加え、事務軽減の観点から、概要だけでなく諸要件・手続きについても可能な限り簡略化するとともに、政策の基本理念及び生産現場の実態に即した制度構築を図ること。

2 米・水田農業政策の基本理念について

(1) 現行の米政策改革大綱の理念に基づく米・水田農業政策と戸別所得補償制度との関係を整理した上で、政策の前提とすべき事項を踏まえた基本理念を明示すること。

(2) これまで推進してきた担い手育成や農業経営の効率化・農地の面的集積等について、新たな政策の枠組みの中でどのように整理し、取り扱うのか明示すること。

3 米の戸別所得補償モデル事業・生産数量目標の配分・需給調整等について

(1) 生産数量目標の配分・調整・確認にあたっては、需要に応じた米づくりに参加する生産者・地域が不公平感を抱かないようなルールづくりを行うとともに、万全なモラルハザード防止策を講ずること。

(2) 戸別所得補償制度を需要に応じた米づくりの入口対策として位置付けるのであれば、参加者と非参加者との明確なメリット格差となるような水準と仕組みとすること。また、米価の下落や中間業者が利潤を得るという懸念があることを踏まえ、不当廉売など過度な産地間競争を招かないような制度設計を行うこと。

- (3) 需給と価格の安定を図るためには出口対策として、豊凶変動等に対応する政府買入や備蓄及び主食用米需給・価格に影響を与えないような処理を行うとともに、備蓄を支えうる十分な予算措置を講ずること。
- (4) 現在の収入影響緩和対策について、戸別所得補償制度との役割の整理を農業共済制度も含めて行った上で、個別経営体の最終的なセーフティーネット対策として措置すること。

4 水田利活用自給力向上事業について

- (1) これまでの特色ある産地形成を後退させない、地域の自主性を尊重するという観点から、全国一律交付に加え、地域の裁量で活用できる部分を充実強化すること。
- (2) 水田利活用事業についても、米の生産数量目標の遵守を要件化すること。
- (3) 全国的に供給割れしている加工用米については、販売価格に差があることから、高価格帯と低価格帯に分けた上で、特に高価格帯は主食用米並み、低価格帯は新規需要米並みの手取り価格水準を確保すること。
- (4) 生産拡大が予想される米粉・飼料用米等については、確実に販売・消費されるための仕組みを構築すること。特に米粉の無計画な供給拡大によって国産麦需要に悪影響を及ぼさないよう留意すること。
- (5) 現在、水田等有効活用促進対策などで措置されている畑不作付地への作付拡大支援については、必要な政策として明確に位置づけ、別途事業として再編すること。
- (6) 40年余り進められてきた転作制度の改正により、転作を主体としてきた地域の担い手が、経営不振とならないように万全な対策とすること。産地確立対策と比較し減額となる地域には激変緩和措置を講ずること。
- (7) 土地改良事業は、事業完了後の自給力向上に大きく寄与するものであることから、工事期間中の対策を講ずること。

- 5 平成22年度水田・畑作経営所得安定対策等について
 - (1) 担い手の経営安定並びに新制度への円滑な移行を図る観点から、成績払単価は現行水準で設定すること。
 - (2) 担い手経営革新事業については、23年度以降の新たな仕組みも視野に入れつつ、現行の内容・水準を継続すること。
- 6 戸別所得補償制度移行に係る畑作物対策について
 - (1) 輪作体系の維持確立を図り、持続可能な畑作農業を展開するため、生産性向上・品質向上に努力した生産者が報われ、円滑に生産・流通が実現できる政策体系を構築すること。
 - (2) 輪作体系の維持確立、てん菜などの地域特産物の存在、水田・畑作経営所得安定対策からの円滑な移行など、畑作農業特有の課題があるため、畑作についての戸別所得補償制度モデル事業を実施し、制度の検証を行うこと。
 - (3) 戸別所得補償制度のみでは対処できない産地形成等地域全体での農業振興の取組みが極めて重要であるため、地域に裁量権を持たせた仕組み・支援策の構築を行うこと。
- 7 その他
 - (1) 政策推進にあたっては行政の責任を明確化し、事務は民間団体ではなく行政機関が責任を持って行うこと。また、現場の混乱を回避し円滑な事務を推進するために農協等の協力が必要な場合は、その地位を明確化した上で協力に対する正当な評価を行うこと。
 - (2) 農業振興の牽引組織であり、合意形成・調整機関としての役割を果たしている地域協議会については、その機能を十分に発揮できるよう仕組みを整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年12月17日

長沼町議会議長 駒谷 広 栄

提出先

内閣総理大臣
農林水産大臣

各 通